

(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画の構成(案)について

歴史的風致維持向上計画の構成は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)」及び「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針(令和4年4月1日一部改正、文部科学省・農林水産省・国土交通省)」に示されています。

区分	章項	掲載概要(歴まち計画作成マニュアル(国土交通省省)より)
大田区全体についての記述	序章	
	0-1. 計画策定の背景と目的 0-2. 計画期間 0-3. 計画策定体制 0-4. 計画策定の経緯	●計画策定の背景、目的及び策定体制等について掲載する。
	第1章 大田区の歴史的風致形成の背景	
	1-1. 自然的環境 1-2. 社会的環境 1-3. 歴史的環境 1-4. 文化財等の分布状況 1-5. その他の歴史・文化資源	●第2章の歴史的風致を理解する上で必要な情報や区の概要を、自然、社会、歴史等の項目に沿って掲載する。 ●「1-5. その他の歴史・文化資源」は、歴史的風致を構成する資源ではないものの、大田区固有の資源等としてまとめる項目。法律やマニュアル等で掲載を求められたものではない。
	第2章 大田区の維持及び向上すべき歴史的風致	
	2-1～□。(取り上げる歴史的風致の数に応じて項を増減)	●維持及び向上すべき歴史的風致を幅広く掲載する。
	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	
	3-1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 3-2. 上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置づけ 3-3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 3-4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	●第2章で示した歴史的風致の維持及び向上に関する区としての方針等を掲載する。
	第4章 重点区域の位置及び区域	
	4-1. 重点区域設定の考え方 4-2. 重点区域の位置及び区域 4-3. 重点区域の設定の効果 4-4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	●歴まち計画において重点区域として指定する箇所の位置及び区域を掲載する。
主に重点区域についての記述	第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	
	5-1. 区全体に関する事項 5-2. 重点区域に関する事項	●歴まち計画における文化財の保存又は活用に関する内容を掲載する。
	第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	
	6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 6-2. 事業	●歴まち計画における歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する内容を掲載する。
	第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	
	7-1. 歴史的風致形成建造物の指定の基準と指定対象の要件 7-2. 歴史的風致形成建造物候補一覧	●歴史的風致形成建造物の指定に方針を掲載する。なお、指定候補とする建造物は第2章に登場していることが必須である。
	第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	
	8-1. 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針 8-2. 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務	●歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項を掲載する。